

# 福山市市民活動総合補償制度要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く市民活動団体等が市民活動の中で不測の事故により当該活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、指導者等が法律上の損害賠償責任を負った場合及び指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故によって死亡し、又は傷害を負った場合に福山市市民活動総合補償制度（以下「市民活動保険」という。）をもってこれを補償することにより、市民活動が促進されることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「市民活動団体等」とは、市民により自主的に組織され、市内に活動の本拠を有する団体又は個人をいう。

2 この要綱において「市民活動」とは、市民活動団体等が行う地域社会活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、生涯学習活動等で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的又は臨時の公益性のある無報酬（実費弁償を含む。）の直接的活動で、政治、宗教、営利及び自己のために行う活動を除いた活動とし、概ね別表1に定めるものとする。

3 この要綱において「指導者等」とは、市民活動団体等において、市民活動の計画立案及び指導的地位にある者又はこれに準ずる者及び市民活動を実践している個人をいう。

4 この要綱において「参加者」とは、市民活動へ直接的に参加する者又は市（市が出資した法人又はこれに準ずる団体を含む。以下同じ。）が主催若しくは共催する行事に参加する者（市外に住所を有する者を含む。）をいう。

## (市民活動保険の保全)

第3条 市は、市民活動保険を保全する手段として、保険業法(平成7年法律第105号)第2条第4項に規定する損害保険会社（以下「損害保険会社」という。）と契約を締結す

る。

(市民活動保険の対象事故)

第4条 市民活動保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「賠償責任事故」

市民活動団体等が市民活動の中で、指導者等の過失により参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故

(2) 「傷害事故」

市民活動の中（指導者等が定めた集合、出発又は解散の場所と指導者等又は参加者の住居との通常の経路往復中を含む。）で発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者等及び参加者が死亡又は負傷した事故（日射病・熱射病等の熱中症・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含む。）

ただし、経路往復途上における傷害事故については、市及び市民活動団体等が定める名簿に予め記載した者に係るものに限り、一般介護予防事業のうち高齢者外出・買物支援事業における傷害事故については、当該事業の利用者に係るものを除く。

(保険期間)

第5条 第3条により、市が損害保険会社と契約する保険期間は、毎年4月1日の午前0時に始まり、翌年3月31日の午後12時に終わる。

(賠償責任事故の適用除外)

第6条 第4条第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によって生じた事故については市民活動保険が適用されないものとする。

- (1) 戦争、変乱、暴動等による事故
- (2) 地震、噴火、津波、洪水その他の自然災害による事故
- (3) 航空機、昇降機、自動車、動物の所有・使用・管理による事故

- (4) 喧嘩、自殺、犯罪行為及び自己の故意による事故
- (5) その他第3条に基づき契約した保険約款で定める事故  
(傷害事故の適用除外)

第7条 第4条第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害については市民活動保険が適用されないものとする。

- (1) 戦争、変乱、暴動等による事故
- (2) 地震、噴火、津波、洪水その他の自然災害による事故
- (3) 冬山登山、その他危険な活動による事故
- (4) 喧嘩、自殺、犯罪行為及び自己の故意による事故
- (5) 自己の脳疾患、疾病又は心神喪失
- (6) 他覚症状のないむちうち症や腰痛
- (7) 法令違反行為による事故
- (8) 自動車による事故
- (9) その他第3条に基づき契約した保険約款で定める事故  
(賠償責任事故にかかる保険金)

第8条 賠償責任事故において支払われる保険金は、治療費等法律上の損害賠償金及び市が認めた費用の内、1万円を超える部分について、次の各号に掲げる金額を支払限度額とする。

- (1) 身体賠償事故は、1名につき1億円、1事故につき3億円とする。但し、生産物賠償については1事故の金額を保険期間中の支払限度額とする。
- (2) 財物賠償事故は、1事故につき1、000万円とする。但し、生産物賠償については1億円を保険期間中の支払限度額とする。
- (3) 保管物賠償事故は、1事故につき100万円とし、保険期間中の支払限度額を1、000万円とする。

(傷害事故にかかる保険金)

第9条 傷害事故において支払われる保険金の種類は死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金及び通院保険金とする。

2 前項に規定する保険金の額は、別表2のとおりとする。

(事故報告)

第10条 市民活動保険の適用を受けようとする市民活動団体等は事故報告書により、その原因となった事故について速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受理した場合において、当該事故が市民活動中の事故であると認められる場合は、速やかに損害保険会社へ通知しなければならない。

(判定)

第11条 市長は、前条第1項の報告があった場合において、当該事故が市民活動保険の適用を受ける市民活動中の事故であるかどうかを判定する必要があると認めるときは、別に定める福山市市民活動事故判定委員会（以下「事故判定委員会」という。）に諮るものとする。

(市に関する特例)

第12条 市が行う事業又は活動の内、市民活動に類するもので市民が無報酬（実費弁償を含む。）で参加するものについても適用する。

(保険金の請求)

第13条 賠償責任事故の保険金の支給を受けようとする者は、損害賠償責任にかかる訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故の保険金の支給を受けようとする者は、別表1から別表3に定める支給事項の充足が確定した後（入院保険金及び通院保険金にあっては、全ての治療が完了した後）に、保険会社に請求するものとする。

(保険金の支給等に係る手続)

第14条 市は、保険金請求による保険会社の事故調査の結果、保険金支払の対象外であることが判明したときは、補償対象者にその旨を通知する。

2 市は、保険金請求により損害保険会社から保険金を受け取ったときは、その全額を補償対象者又はその法定相続人に支払う。

(所管課)

第15条 第10条に規定する事故報告書の受付事務及び市民活動保険に関する損害保険会社との折衝は、市民局まちづくり推進部まちづくり推進課において行う。

(補則)

第16条 この要綱に規定するもののほか、市民活動保険に関し必要な事項は、この要綱に基づき契約する損害保険会社の保険約款の規定によるものとする。

2 前項のほか、市民活動保険に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

(保険の始期の特例)

2 この要綱の施行時における賠償責任事故に係る保険の保険期間の始期は、この要綱の規定にかかわらず、2002年(平成14年)4月1日の午前0時とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(保険の始期の特例)

2 この要綱の施行時における保険期間の始期は、この要綱の規定にかかわらず、2003年(平成15年)4月1日の午前0時とする。

附 則

この要綱は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

対象となる市民活動
<p>(1) 社会福祉・社会奉仕活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉施設援護活動(建物の修理、樹木の手入れ、清掃、行事手伝い等)</li> <li>○高齢者・障害者への支援及び援護活動(高齢者への配食サービス、一般介護予防事業等)</li> <li>○募金活動(共同募金等) など</li> </ul>
<p>(2) 保健衛生活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○害虫防除・駆除等の環境衛生活動</li> <li>○献血、各種検診業務の普及啓発活動</li> <li>○住民検診への協力 など</li> </ul>
<p>(3) 環境保全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境美化・清掃活動(河川・公園等公共施設の清掃、草刈り)</li> <li>○リサイクル運動(資源ゴミの回収)</li> <li>○自然保護・緑化活動</li> <li>○省エネルギー運動 など</li> </ul>
<p>(4) 青少年健全育成活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年非行防止活動(非行防止のための地域巡回活動等)</li> <li>○青少年保護活動(子ども110番など青少年を犯罪から守る運動)</li> <li>○その他の児童福祉向上のための活動(育児・託児に関するボランティア等) など</li> </ul>
<p>(5) 防犯活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○暴力追放運動</li> <li>○防犯対策の啓発活動 など</li> </ul>
<p>(6) 防火・防災活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防火・防災訓練(通報、消火、避難、救護等)</li> <li>○防火・防災に関する啓発広報活動</li> <li>○災害時のボランティア活動(※) など</li> </ul> <p>(※他市での災害に対し、遠征等で参加する活動は対象外とします。)</p>
<p>(7) 交通安全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通安全啓発活動</li> <li>○春、秋など交通安全運動 など</li> </ul>
<p>(8) 生涯学習活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ・レクリエーション活動(危険度の低いスポーツ、野外活動等)</li> <li>○文化活動(講習会・研修会、伝統文化・地域文化の伝承活動、芸術の振興等) など</li> <li>○公益財団法人福山市スポーツ協会の実施するスポーツ教室を含む</li> </ul>



<p>(9) 地域社会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○町内会・自治会の運営活動（公益性の高い活動）</li> <li>○地域施設の管理運営活動 など</li> </ul> <p>(10) 市又は市に準ずる団体が主催・共催する事業への協力活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民まつりへの運営協力</li> <li>○防災訓練への参加</li> <li>○講演会、一斉清掃等への参加・運営協力 など</li> <li>○福山市老人大学が行う事業（主催者が直接参加を求めた者に限る。）</li> </ul> <p>(11) 捜索活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民等が行方不明となり、この市民活動保険の適用を受ける市民活動団体等が会員の協力を得て行う捜索活動</li> </ul>
---

別表2（第9条関係）

保険金の種類	支給事項	保険金額
死亡保険金	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	500万円
後遺障害保険金	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を生じたとき	別表3に定める障害の程度に応じた金額
入院保険金	傷害により、平常の業務または生活ができなくなり、入院したとき	日額 3,000円 (事故の日からその日を含め180日を限度とする。)
通院保険金	傷害により、平常の業務または生活に支障が生じ、通院したとき	日額 2,000円 (事故の日からその日を含め180日までの間において90日を限度とする。)

ただし、次の事項については保険会社の保険約款の規定にかかわらず市民活動保険の適用除外とする。

- 1 入院保険金が支払われる場合において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的に手術を受け、それにより入院保険金に上乗せして手術給付金を支払うこと。
- 2 被災者が通院しない場合において、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務または生活に支障が生じたものと認め、通院保険金を支払うこと。

別表3（第9条第2項別表関係）

等級	後遺障害	保険金 支払割合
		保険金額
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
		500万円
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとし、以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
		445万円
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
		390万円
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したのものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
		345万円
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	59%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 1 上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の用を全廃したもの</li> <li>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul>	295 万円
第 6 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</li> <li>(2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの</li> </ul>	50%
		250 万円
第 7 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</li> <li>(2) 両耳の聴力が 40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの</li> <li>(7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。）</li> <li>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>(13) 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>	42%
		210 万円
第 8 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの</li> <li>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの</li> <li>(4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの</li> </ul>	34%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 1 下肢を 5cm 以上短縮したもの</li> <li>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 上肢に偽関節を残すもの</li> <li>(9) 1 下肢に偽関節を残すもの</li> <li>(10) 1 足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	170 万円
第 9 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</li> <li>(2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの</li> <li>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 両耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>(12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの</li> <li>(13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの</li> <li>(14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</li> <li>(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	26%
第 10 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</li> <li>(2) 正面視で複視を残すもの</li> <li>(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</li> <li>(4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの</li> <li>(9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの</li> <li>(10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	20%
第 11 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>(4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> </ul>	15%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>(6) 1 耳の聴力が 40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(7) 脊柱に変形を残すもの</li> <li>(8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの</li> <li>(9) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</li> <li>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	75 万円
第 12 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>(3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの</li> <li>(8) 長管骨に変形を残すもの</li> <li>(9) 1 手の小指を失ったもの</li> <li>(10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの</li> <li>(11) 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</li> <li>(12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</li> <li>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>(14) 外貌に醜状を残すもの</li> </ul>	10%
		50 万円
第 13 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</li> <li>(2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>(3) 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>(7) 1 手の小指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>(9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの</li> <li>(10) 1 足の第3の足指以下の1 または2の足指を失ったもの</li> <li>(11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</li> </ul>	7%
		35 万円
第 14 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</li> <li>(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>(3) 1 耳の聴力が 1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> </ul>	4%

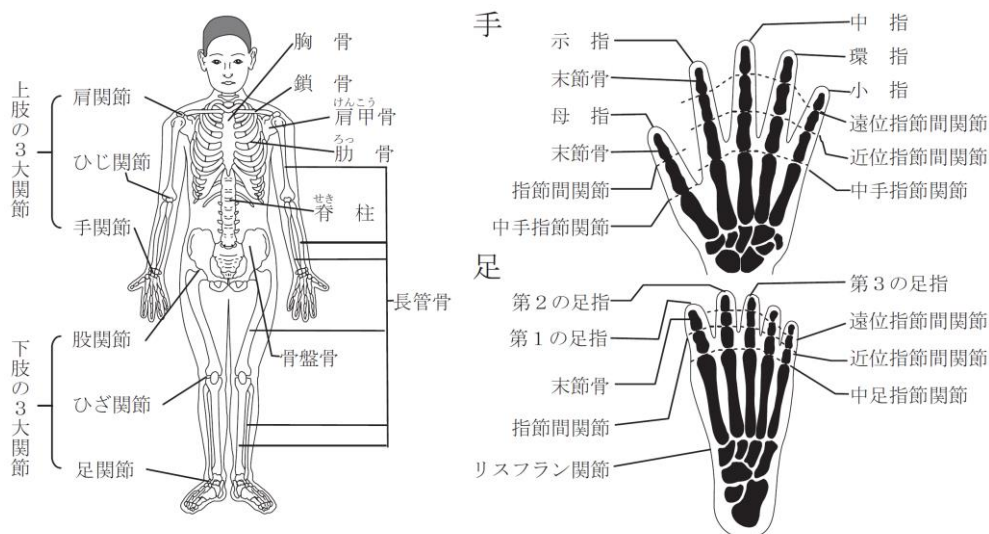
	(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	20万円
--	--	------

(注1)

上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2)

関節等の説明図は次のとおりとする。



(注3)

各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。